

相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> 税務署 受付印 </div>	令和____年____月____日
_____ 税務署長	〒 _____
届出者 住所(居所) _____ 氏 名 _____ (電話番号 _____ - _____)	
租税特別措置法第70条の6の4第2項 第2号 認定都市農地貸付け 第3号 に規定する 農園用地貸付け を行った下記の 特例農地等については同条第1項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。	

※欄は記入しないでください。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住所(居所)	氏名	
届出者が被相続人から特例農地等を相続(遺贈)により取得した年月日			昭和 平成 年 月 日 令和

2 認定都市農地貸付け等に関する事項

(注) 下記の(3)の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称	
②認定都市農地貸付け等を行った年月日	令和 年 月 日	③賃借権等の存続期間	自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日

上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

【認定都市農地貸付け】

(1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け

【農園用地貸付け】

(2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」といいます。)の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け

(3) 特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け(その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限り。)

(4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け

上記の(2)~(4)の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合(該当する場合には、チェックを入れてください。)

上記の認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、付表1のとおりです。

3 令和5年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人(相続(遺贈)により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。)が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における当該特例農地等の区分は、付表2の1、同2の2及び同2の3のとおりです。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

※	通信日付印の年月日	(確認)	整理簿番号
	年 月 日		

(裏)
記載方法等

- 1 この届出書は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に使用します。
 - (1) 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている特例農地等（生産緑地地区内の農地に限るものとし、生産緑地法の規定による買取りの申出がされたもの及び特定生産緑地の指定の解除がされたものを除きます。）の全部又は一部につき、租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第3号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といいます。）を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った特例農地等につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするとき
 - (2) 農業経営者又は農業相続人の相続人がその農業経営者又は農業相続人から相続（遺贈）により取得をした農地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき
 - (3) 贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、その受贈者が納税猶予の適用を受けている農地等のうち農地について、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行ったときに、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき
- 2 この届出書の提出方法や提出期限等は、上記1(1)から(3)までの区分に応じ、次のとおりとなります。

なお、この届出書は、認定都市農地貸付け等を行ったごとに提出が必要です。

 - (1) 上記1(1)に掲げる場合
この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から2月以内に提出してください。
 - (2) 上記1(2)及び(3)に掲げる場合
次の①又は②の区分に応じそれぞれに定めるとおりです。
 - ① 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき
この届出書を相続税の申告書に添付して提出してください。
 - ② 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき
相続税の申告書に「農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書」を添付して提出します。
なお、この場合には、別途、この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から2月以内に提出してください。
- 3 この届出書の本文中の「第2号」又は「第3号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行った場合には、「第3号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行った場合には、「第2号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- 4 この届出書には付表1、2の1、2の2及び2の3がありますのでご注意ください。

なお、付表2の1、2の2及び2の3は、令和5年3月31日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。
- 5 上記1(2)又は(3)に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表1に記載した農地等を相続税の申告書第12表にも記載してください。
- 6 この届出書の添付書類は「認定都市農地貸付け等に関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 7 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が認定都市農地貸付け等を行った場合には、特例農地等につき初めて行った認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 8 平成30年8月31日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が認定都市農地貸付け等を行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成3年1月1日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。